

中小企業融資制度資金に新たな資金を創設します

中小企業者に大きな影響をもたらしている「物価高」及びトラック運転手の時間外労働規制強化等に伴う輸送能力の低下(「2024年問題」)に備え、県制度資金において新たな資金を創設します。

創設内容

(1) 経営健全化支援資金 (物価高対策) の創設

貸付対象者	急激な物価高の影響を受け、最近3か月間の売上または収益性が、前3か年の	
	うちいずれか同期に比べ5%以上減少	
貸付限度額	設備資金 6,000 万円、運転資金 8,000 万円	
貸付利率	年1.2%	
貸付期間	設備資金10年(据置2年)、運転資金7年(据置2年)	
信用保証料	0.45~2.2% → 県及び市町村補助により 0*~0.44%以内	
	※セーフティネット保証等を利用した場合は自己負担なし	

(2) 信州創生推進資金 (事業展開向け・物流革新向け) の創設 (改正)

(2) 信州創生推進資金 (事業展開向け・物流革新向け)		の創設(改正)
区 分	現行	改正案
資金名	信州創生推進資金 (事業展開向け)	信州創生推進資金 (事業展開・物流革新向け)
貸付対象者	⑦ 新しい技術・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする者 ① 事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする者 ⑦ AI・IoT・ロボットに関する研究開発・事業展開を行おうとする者又は AI・IoT・ロボットを用いた設備導入により生産性向上を図ろうとする者	⑦ 新しい技術・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする者 ⑦ 事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする者 ⑰ AI・IoT・ロボットに関する研究開発・事業展開を行おうとする者又はAI・IoT・ロボットを用いた設備導入により生産性向上を図ろうとする者 ② 上記⑦~⑰のいずれにも該当せず、物流の効率化に資する設備導入又は環境整備等により生産性向上を図ろうとする者(物流・運送事業者や荷主事業者)
貸付限度額	設備資金1億5,000万円、運転資金3,000万円	
貸付利率	年 1.1%	
貸付期間	設備資金10年(土地・建物等15年)、運転資金7年(いずれも据置1年)	
信用保証料 0.45~2.2% → 県及び市町村補助により 0*~0.44%以内 ※経営革新関連保証、経営力向上関連保証等を利用した場合は自己負担なし		

取扱開始日 令和5年12月1日申込分から

確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る

――― しあわせ信州創造プラン 3.0 ――― ~大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために~



(問合せ先)

産業労働部経営・創業支援課金融支援係

(担当)桐生 石坂

電話:026-235-7200 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 2961 E-mail kinyu@pref.nagano.lg.jp